

違法な予算執行行為等に係る職員の賠償責任に関する規則

(地方自治法第 243 条の 2 第 1 項後段の規則)

目 次

1	規則制定の経緯	1
2	規則の意義	4
3	具体的に指定する職員	5
4	留意すべき点	
	(1) 「法令の規定に違反して予算執行行為等をなし、又は怠ったこと」 「故意又は重大な過失」	6
	(2) 違反行為の後に退職・異動した場合	6
	(3) 施行日	6
5	おわりに	6

参考

・賠償の手続	7
・賠償手続の流れ	7
・地方自治法第 243 条の 2 第 1 項後段に基づく賠償責任を負う職員	8

1 規則制定の経緯

■神戸市経理適正化外部検証委員会報告書(平成23年5月11日)

職員の責務の明確化の必要性（報告書 22 頁）

職員の中には、新たな事務処理の意義を正確に理解せず、私的流用といった不正な行為をしていなければ、その責任は、決して重いものではないと考える者がいる。

公金を扱っているという職員の自覚を促すため、新たな事務処理に携わる職員のそれぞれの役割内容に応じて、賠償責任など法律上の責任を明確にし、違反者に対する制裁を徹底するなどの仕組みが必要である。

職員の責務の明確化、厳格化（報告書32頁）

新たな事務処理に関わるそれぞれの職員の役割内容に応じて、違法な予算執行が生じた場合の地方自治法に基づく損害賠償責任を負う職員の明確化や、違法な経理処理に関与した場合の職員に対する厳正な懲戒処分を徹底すべきである。

上記の報告書抜粋の中で「違法な予算執行が生じた場合の地方自治法に基づく損害賠償責任」とありますが、これは一定範囲の職員に対する地方自治法第243条の2（職員の賠償責任）の規定に基づく賠償責任（公法上の特別な賠償責任）です。

この自治法第243条の2は、その第1項で前段と後段に分かれており、前段の規定は、現金や有価証券、物品等の会計事務に携わる職員、後段の規定は、特定の予算執行行為等に携わる職員についてそれぞれ定めています。

自治法第243条の2(職員の賠償責任)

《1項前段》

会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

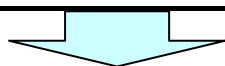
《1項後段》

次の各号に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

- 一 支出負担行為
 - 二 第232条の4第1項の命令又は同条第2項の確認
 - 三 支出又は支払
 - 四 第234条の2第1項の監督又は検査
- 2 前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為によって生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。
- 3 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為によって当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。
- 4～14（省略）

法第243条の2第1項の賠償命令の対象と要件

区分	賠償命令の対象となる者	賠償命令が発令される場合
法第243条の2第1項前段	(1) 会計管理者 (2) 会計管理者の事務を補助する職員 (3) 資金前渡を受けた職員 (4) 占有動産を保管している職員 (5) 物品を使用している職員	(1) 故意又は重大な過失（現金については、故意または過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したとき
法第243条の2第1項後段	(6) 支出負担行為の権限を有する職員 (7) 支出命令・支出負担行為の確認の権限を有する職員 (8) 支出・支払の権限を有する職員 (9) 契約の履行を確保するために行う監督・検査の権限を有する職員 (10) (6)～(9)の権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもの	(2) 故意又は重大な過失により法令の規程に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたとき



新たに制定するのは、後段の『支出負担行為など(6)～(9)の予算執行行為等の「権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもの」』の規則です。

なお、20の政令指定都市（H24.7現在）のうち13の政令市で、この賠償責任に関する規則が制定されており、それ以外でも多くの自治体で制定されています。

**自治法第243条の2第1項後段の賠償責任を有する職員の範囲を定める
規則に関する他政令市等の状況**

＜政令市＞

（神戸市調べ）

自治体名	制定の有無	規則名
札幌市	○	札幌市会計規則 第153条
仙台市	○	仙台市会計規則 第152条の3
川崎市	◎	川崎市賠償責任職員の指定等に関する規則
横浜市	○	横浜市予算決算及び金銭会計規則 第11条
相模原市	◎	相模原市賠償責任を有する職員の範囲を定める規則
新潟市	○	新潟市財務規則 第168条
京都市	○	京都市会計規則 第124条
大阪市	◎	大阪市職員の賠償責任に関する規則
堺市	○	堺市会計規則 第112条
岡山市	◎	岡山市自治法第243条の2の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則
広島市	○	広島市会計規則 第147条
北九州市	○	北九州市会計規則 第103条
福岡市	◎	福岡市予算執行職員等の責任に関する規則

※千葉市、さいたま市、静岡市、浜松市、名古屋市、熊本市は未策定

＜近隣自治体＞

自治体名	制定の有無	規則名
兵庫県	○	兵庫県財務規則 第177条の2
芦屋市	○	芦屋市財務会計規則 第101条

◎は独自に賠償責任職員に関する規則を制定

○は会計規則等で指定

2 規則の意義

外部検証委員会の報告書にもありますが、違法な予算執行行為等の責任を負うべき主体を明確化することは、これに携わる職員の予算執行行為に対する遵法意識や緊張感を高め、違法な予算執行行為等の抑止、ひいては市の損害発生未然防止ともなります。

- 予算執行事務に対するコンプライアンス意識の向上
- 損害発生未然防止
- 損害回復の簡易迅速化
- 対象職員の積極的な職務遂行を促進

予算執行行為等の適正化

職員の賠償責任に関する自治法243条の2の規定の趣旨(最高裁昭和61年2月27日判決抜粋)

同条1項所定の職員の職務の特殊性に鑑みて、同項所定の行為に起因する当該地方公共団体の損害に対する右職員の賠償責任に関しては、民法上の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任よりも責任発生要件及び責任の範囲を限定して、これら職員がその職務を行うにあたり畏縮し消極的となることなく、積極的に職務を遂行することができるよう配慮するとともに、

右職員の行為により地方公共団体が損害を被った場合には、簡便、かつ、迅速にその損害の補てんが図られるように、当該地方公共団体を統轄する長に対し、賠償命令の権限を付与したものであると解せられる。

3 具体的に指定する職員（詳細については8頁の表）

指定する職員の基本的な考え方

対象となる予算執行行為に関して当該職員に与えられた職務遂行の過ち（法令違反行為や職務懈怠）によって市に損害を与える可能性が高い職員



対象となる予算執行行為	指定する職員（概要）
①支出負担行為 ②支出命令 ③支出命令の審査 （支出負担行為の確認） ④支出又は支払	○副市長以下専決規程等の専決権限に基づき決裁をする職員（課長級職員以上） ○上記の職員が事故のある時に事務を代行する職員（原則 係長級職員以上）
⑤監督又は検査	○実際に監督、検査をする職員（担当職員、係長級職員）

4 留意すべき点

(1) 「法令の規定に違反して予算執行行為等をなし、又は怠ったこと」「故意又は重大な過失」

「法令」には、条例や規則も含まれます（なお、要綱・通知で定められた市組織内部における統一的な運用ルールに従わないことは、職務上の命令に従う義務を果たさないことになり、地方公務員法第32条に違反します）。

また、「怠ったこと」とは、一般的には、法令の規定が特定の行為をすべきことを定めているにも関わらず当該行為の全部、一部をしないこと（職務懈怠）を言います。

例えば、契約事務に関して指定された検査員である職員が、その具体的な義務内容として「契約の履行を確認するため、契約書、仕様書、設計書、内訳明細書及び図面その他の関係書類に基づいて、公正な検査をしなければならない」（契約規則第62条、67条参照）を定めているのに、契約書などを何ら確認せずに検査調書を作成するといったことが想定されます。

さらに、「故意」とは、対象となる職員が法令に違反する予算執行行為等であることを認識していることであり、また「重大な過失」とは、対象となる職員が法令に違反する予算執行行為等であることを、著しい不注意のために認識を欠くことを言います。

(2) 違反行為の後に退職・異動した場合

地方自治法第243条の2の賠償責任を負うには、次の①～③の状況がなければなりません。違反行為の後に退職し、或いは人事異動があったとしても、退職・異動前の違法行為につき、自治法第243条の2の賠償責任の追及を受けることになります。

- ①現金・物品を亡失・損傷した当時の所定の職員であった。
- ②違反行為時に予算執行職員等の権限を有していた。
- ③違反行為時に規則で指定した職員であった。

(3) 施行日

平成24年9月1日から

5 おわりに

職務の執行に必要な予算は市民から託された公金であることの重みを踏まえ、職員の予算執行行為等の適正化の確保という規則の意義をしっかりと認識し、この機会に改めて、予算執行行為等に関するルールを正しく理解し、それぞれの役割内容を十分に確認してください。

■賠償の手続■

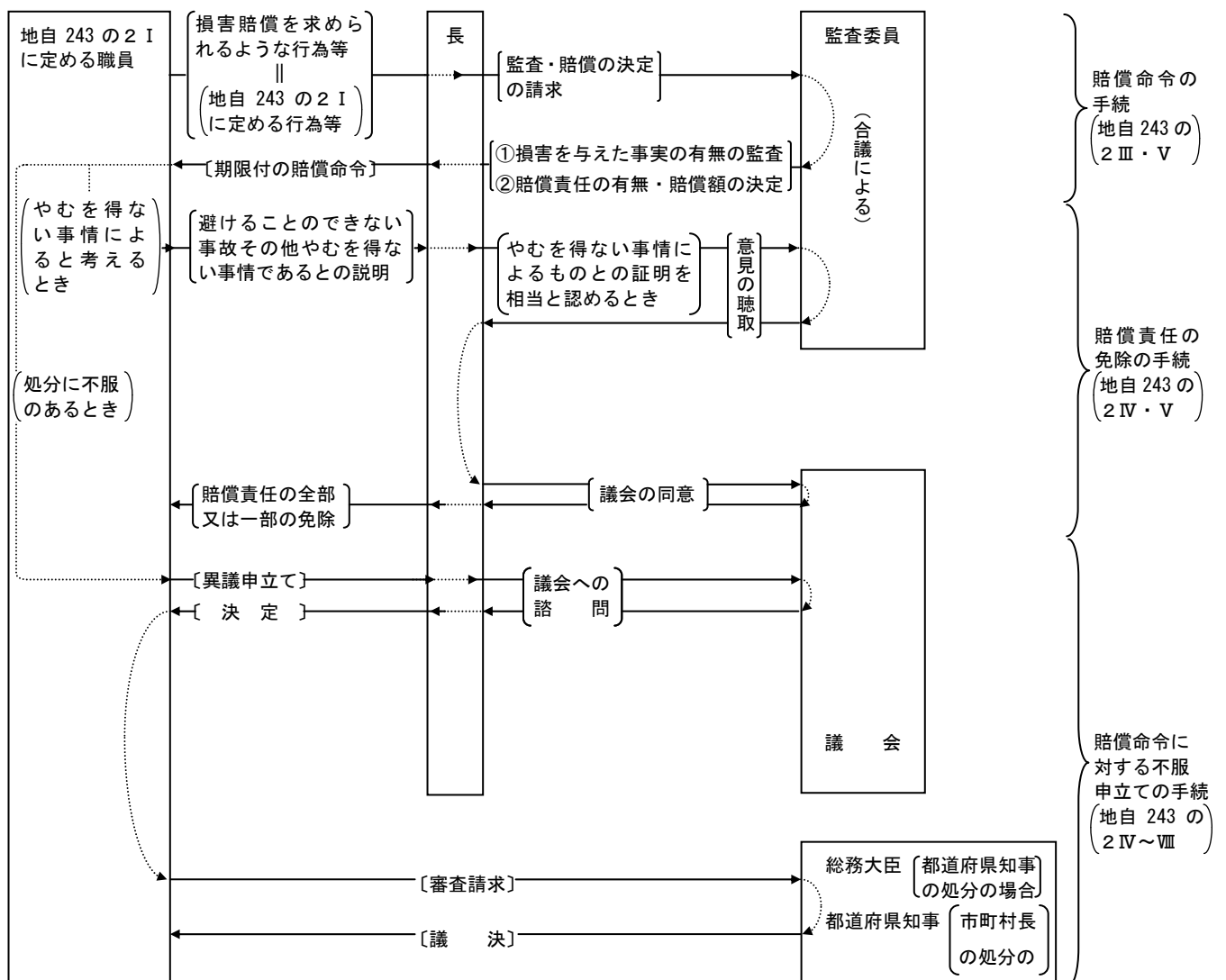
A) 監査と賠償の命令の手続 (地自 243 の 2 Ⅲ・V)

1	長	上記職員が上記行為により普通地方公共団体に損害を与えたと認める。
2	長→監査委員	上記の事実があるかどうかの監査をし、賠償責任の有無・賠償額の決定を求める。
3	監 査 委 員	上記の監査を行い、賠償責任の有無・賠償額を決定する(合議による)。
4	長 → 職 員	上記決定に基づき、当該職員に、期限を定めて賠償を命ずる。

B) 賠償責任の免除の手続 (地自 243 の 2 Ⅳ・V)


1	当該職員→長	当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明
2	長	上記証明を相当と認める。
3	長→監査委員	賠償責任の全部又は一部の免除につき、意見をきく(合議による)。
4	長 → 議 会	上記監査委員の意見を付けて、議会に付議
5	長	議会の同意があれば、賠償責任の全部又は一部の免除ができる。

■賠償手続の流れ■



■地方自治法第243条の2第1項後段に基づく賠償責任を負う職員■

参 考

自治法243条の2 第1項後段の 予算執行行為等の権限の種類	当該賠償責任を負うべき 職員の考え方	権限者(=規則を策定しなくても当該賠償責任の対象となる者)		賠償責任に係る規則により指定する職員			対象行為	主観的要件	
		本来の権限を有する職員 (法令上の権限を有する者)	左の職員から「権限の委任」を受けた職員 (権限の委任が法令上明記)	規則に基づき賠償責任を負う者 直接権限を補助する者で指定をする職員	根拠 法令	職員の職種			
1号 支出負担行為	1号～4号の予算執行 行為等に関する職務遂 行の過ちによって市に 損害を与える可能性が 高い職員	市長 (自治法149条2号) ※但し、市長は当該賠償責任 を負う職員に該当しない (判例)が、民事上の不法 行為責任を負う。	区長 (区長委任規則) 福祉事務所長 (福祉事務所長委任規則) ※配分した歳出予算の執行権限	① 専決権者	副市長 以下専決規程	課長以上	法令に違反して 予算執行等をな し又は怠ったこ と かつ 上記の行為によ って市に損害を 与えたこと	故意 対象職員が法令に違反 する予算執行行為等 であることを認識するこ と 又は 重過失 対象職員が法令に違反 する予算執行行為等 であることを著しい不注 意のため、認識を欠く こと	
		市長 ※同上	支出担当者《所属長》 (会計規則)	② ①に事故あるときの代行者		係長以上			
2号 支出命令審査 ※支出負担行為 の確認	 【例】 ◇専決権者◇ 支出負担行為等を行 うかどうかの決定権限 がある専決権者の職務 遂行の過ちによって市 に損害を与える可能性 が高い。 ◇検査員◇ 市の損害発生を防ぐ 具体的な義務が課され ており、この義務が果 たされなければ、市に 損害を与える可能性が 高い。	市長 ※同上	区会計管理者 支所・出張所の特別出納員 (区会計管理者及び出納員等委任規則)	③ 支出担当者に事故あるときの代行者	会計規則	係長			
				④ 専決権者		会計室長 以下専決規程			会計課長
				⑤ ④に事故あるときの代行者		会計課担当係長			
				⑥ 区会計管理者等に事故あるときの代行者		担当職員			
				⑦ 審査担当者《所属長》		課長			
				⑧ ⑦に事故あるときの代行者		係長			
3号 支出 又は 支払	市の損害発生を防ぐ 具体的な義務が課され ており、この義務が果 たされなければ、市に 損害を与える可能性が 高い。	市長 ※同上	区会計管理者 支所・出張所の特別出納員 (区会計管理者及び出納員等委任規則)	⑨ 専決権者	会計室長 以下専決規程	会計課長			
				⑩ ⑨に事故あるときの代行者		会計課担当係長			
				⑪ 会計管理者に事故あるときの代行者		担当職員			
				⑫ 区会計管理者等に事故あるときの代行者		係長			
				⑬ 前渡金管理者に事故あるときの代行者		係長			
4号 監督 又は 検査	市の損害発生を防ぐ 具体的な義務が課され ており、この義務が果 たされなければ、市に 損害を与える可能性が 高い。	市長 (自治法234条の2第1項) ※上記参照	主管課長《所属長》 (契約規則)	⑭ 主管課長に事故あるときの代行者	契約規則	係長			
				⑮ 主管課長から指定を受けた監督員		係長以上			
				⑯ 主管課長から指定を受けた検査員		担当職員、係長以上			
				⑰ 主管課長から指定を受けた物品検査員					

※網がけの部分が「当該賠償責任を負うべき職員の考え方」に基づき法令又は賠償責任に係る規則に基づき主に当該賠償責任を負うこととなる職員
 ※建設局、みなと総局が所管する地方公営企業会計に関しては、上記の改定の趣旨を踏まえ「地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則」を改正する。交通局、水道局については、上記の改定の趣旨を踏まえて、それぞれの事業管理者の判断のもと、会計規程等を改定し別途職員を指定する必要がある。